



「住民異動届」のご案内



住民登録は、氏名、生年月日、性別、住所、世帯主との続柄などが記録され、国民健康保険、国民年金、児童手当など各種行政サービスの基礎となっています。住所や家族構成などが変わるときは、所定の期間内の届出をお願いします。

※住民異動届は平日8時30分から午後5時までの受付です。土日祝祭日及び水曜日窓口延長時の受付は行っていません。

住民異動届の際の留意事項

- 届出の際には届出の方の本人確認のため、身分証明書をご持参ください。
- 本人または同一世帯員以外の方が届出される場合は委任状が必要になります。

外国人住民の方の異動届出

- 法律の改正により、平成24年7月9日以降は、他市区町村へ転出する場合は届出が必要になっています。
- 届出の際は、住民異動する方の在留カード・個人番号カードまたは通知カードをご持参ください。

1 他市町村から平田村への引っ越し（転入届）

届出期間	引っ越しした日から14日以内
持参するもの	●転出証明書（前住所地の市区町村で発行されたもの） （住民基本台帳カード・個人番号カードでの転入の場合はカードを持参してください。） ●窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） ●個人番号カードまたは通知カード ●在留カード（外国人の方が転入される場合） ●届出人の印鑑

2 村内の中での引っ越し（転居届）

届出期間	引っ越しした日から14日以内
持参するもの	●窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） ●個人番号カードまたは通知カード ●在留カード（外国人の方が転居される場合） ●届出人の印鑑 ●平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 介護保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など

3 平田村から他市町村への引っ越し（転出届）

※引っ越し先の住所、世帯主、引っ越しの予定日等の確認をお願いします。

届出期間	引っ越しする予定日の14日前から
持参するもの	●窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） ●在留カード（外国人の方が転出される場合） ●届出人の印鑑 ●平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 介護保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など ●住民基本台帳カード（交付を受けている場合）

※既に新住所に住んでいるなどの事情で、窓口に来庁できない場合は郵送で手続きすることもできます。

下記(1)から(4)のものを同封して、平田村役場住民課あてにお送りください。こちらから「転出証明書」をお送りいたします。

- (1)必要な事項を記載した用紙
 - ・平田村での住所 ・これからの住所 ・異動の日（新住所に住み始める日）
 - ・引っ越しをする方のお名前・生年月日・日中ご連絡のつく電話番号
- (2)返信用封筒（送付先を記入し、切手を貼ったもの）
- (3)本人を確認できる書類（運転免許証など）の写し
- (4)平田村で発行している保険証や受給者証（加入者のみ）

～新住所地での転入手続き～

お住まいになってから14日以内に新住所地の市区町村で転入の手続きを行ってください。

4 世帯主変更・世帯合併・世帯分離

住所の異動はなく、世帯主を変更する、新たに世帯を設ける（世帯分離）、他の世帯に属する（世帯合併）場合の届出です。

届出期間	変更があった日から14日以内
持参するもの	●窓口で届出される方の本人確認書類（運転免許証など） ●平田村から交付されている各種資格証 国民健康保険被保険者証 介護保険被保険者証 各種医療助成の受給者証など

3月26日(日)と4月2日(日)に臨時休日窓口開設

住民異動や各種証明書の交付申請が多いこの時期に休日窓口を開設します。

本人確認のための、官公署発行の写真付証明書【運転免許証・パスポート・マイナンバーカード（個人番号カード）・写真付住民基本台帳カード・在留カード・健康保険証など】をご持参ください。

また、手続きによっては手続きすべてが完了しない場合もありますのでご了承ください。

開設日 3月26日(日)と4月2日(日)

開設時間 午前8時30分～午後4時30分

開設場所 平田村役場 住民課窓口

取扱業務 ●住民異動届（転入・転出・転居・世帯変更届）の受付

※住民基本台帳カード・マイナンバーカード（個人番号カード）での特例転入は、平日のみの受付となります。

●住民票関係証明書・戸籍関係証明書の交付

●印鑑登録の手続き・印鑑登録証明書の交付

●マイナンバーカード（個人番号カード）の受け取り

●戸籍届出（預かりとなり、平日開庁時に来庁していただく場合があります）

●国民健康保険の加入・喪失届

その他 **上記以外の業務は取り扱いできません。**

上記以外の業務に係る申請等につきましては、お預かりするだけとなります。また、他の行政機関に問い合わせが必要となるものなどは、当日手続きができない場合があります。

住民票等の時間外交付

仕事の都合等で役場に執務時間内に来庁できない方は、電話予約による時間外交付を行っています。（※執務時間内に来庁できる場合の予約は行っていません。）

予約の際は、住所・氏名・使いみち・印鑑登録番号等を正しくお伝えください。

●予約時間：午前8時30分～午後5時（平日）

※時間外受取日当日にご予約ください。（住民課 ☎55-3112）

土日祝祭日の受取を希望される場合には、受取直前の開庁日に予約をしてください。

●交付場所：平田村役場 住民課

●取扱時間：午後5時15分～午後6時（平日）

午前9時～午後4時（土日祝祭日）

●予約のできる方および受取のできる方：本人または同一世帯の方

（※電話予約時の受取人と違う方が受取にこられた場合、証明書等をお渡しすることができませんので、ご注意ください。）

●予約できるもの：住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書

●持参するもの：運転免許証、健康保険証等の本人確認ができるもの、印鑑登録証

●手数料：住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑登録証明書（全て1通200円）

※受取の際に交付申請書の記入をしていただきます。